

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ドリーム・ケアハウス 熊本市健軍三丁目39番19号 タケダビル2階	有限会社ドリーム・ケアハウス	平成16年9月24日

熊本県告示第1017号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あおば 熊本市出町2番15号	医療法人社団青葉会	平成16年9月27日

熊本県告示第1018号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ドリーム・ケアハウス 熊本市健軍三丁目39番19号 タケダビル2階	有限会社ドリーム・ケアハウス	平成16年9月24日

熊本県告示第1019号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表熊本県育休等代替臨時職員採用試験の項口頭による開示請求により個人情報の開示を行う場所の欄中「人事課」を「人事課（熊本地域分）、大阪事務所（大阪地域分）」に改める。

熊本県告示第1020号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 荒尾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 荒尾都市計画下水道事業 荒尾公共下水道
- 3 事業計画
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和43年12月28日から
平成24年3月31日まで

熊本県告示第1021号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨苓北町長から届出があった。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡苓北町富岡字新富 3028 の 4 地先並びに 2998 の 5、2998 の 4、2994 の 2、2994 の 1、2993 の 1、2990 の 1、2988 の 1、2987 の 1、2984 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋立地 3,338.80 平方メートル	苓北町富岡字新富
天草郡苓北町富岡字三四町 2886 の 1、2885 の 1、2884 の 2、2884 の 1、2883 の 2、2882 の 1、2882 の 2、2880、2879、2878、2869、2874 の 1、2873 の 3、2873 の 2、2775 の 11、2775 の 1、2775 の 10、2775 の 3、2775 の 4、2728 の 6、2728 の 5、2728 の 4、2728 の 3、2728 の 1、2726 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面埋立地 8,979.82 平方メートル	苓北町富岡字三四町

熊本県告示第 1022 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 38 条第 1 項の規定による行政処分について、同法第 41 条の規定により次のとおり告示する。

平成 16 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 被処分者
商号又は名称 有限会社クイックファイナンス
代表者名 今藤耕二
主たる営業所等の所在地 熊本市妙体寺町 8 番 1 号
登録番号 熊本県知事（N1）第 02244 号
登録年月日 平成 14 年 12 月 24 日
- 行政処分の年月日
平成 16 年 10 月 5 日
- 行政処分の内容
登録の取消し
- 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第 38 条第 1 項

熊本県告示第 1023 号

平成 16 年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 16 年 9 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により公表する。

平成 16 年 10 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成16年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成16年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,775,124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ747,335,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国 庫 支 出 金		132,342,186	3,506,313	135,848,499
	1 国 庫 負 担 金	51,880,446	1,115,197	52,995,643
	2 国 庫 補 助 金	77,777,446	2,391,116	80,168,562
2 繰 入 金		35,167,157	753,811	35,920,968
	1 基 金 繰 入 金	28,660,068	753,811	29,413,879
3 諸 収 入		41,163,415	163,000	41,326,415
	1 貸付金元利収入	26,365,205	155,000	26,520,205
	2 収 益 事 業 入 収	5,607,831	8,000	5,615,831
4 県 債		105,000,713	1,352,000	106,352,713
	1 県 債	105,000,713	1,352,000	106,352,713
歳 入 合 計		741,560,733	5,775,124	747,335,857

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 58,667,364	千円 1,875	千円 58,669,239
	1 災 害 救 助 費	472,762	1,875	474,637
2 農 水 産 業 林 費		81,376,339	1,975,387	83,351,726
	1 農 業 費	16,755,546	856,474	17,612,020
	2 林 業 費	18,859,214	1,118,812	19,978,026
	3 水 産 業 費	7,987,719	101	7,987,820
3 商 工 費		27,580,501	155,000	27,735,501
	1 商 業 費	22,830,243	155,000	22,985,243
4 土 木 費		113,758,086	714,000	114,472,086
	1 道路橋りょう費	54,839,572	260,000	55,099,572
	2 河 川 海 岸 費	23,418,251	420,000	23,838,251
	3 都 市 計 画 費	10,404,730	34,000	10,438,730
5 災 害 復 旧 費		3,826,310	2,928,862	6,755,172
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	2,186,461	1,183,677	3,370,138

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 土木災害復旧費	1,639,849	1,458,080	3,097,929
	3 警察災害復旧費		74,944	74,944
	4 教育災害復旧費		177,342	177,342
	5 民生災害復旧費		32,394	32,394
	6 衛生災害復旧費		450	450
	7 商工災害復旧費		1,975	1,975
歳 出 合 計		741,560,733	5,775,124	747,335,857

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
平成16年台風被害対策資金損失補償 農業協同組合等が平成16年台風16号及び18号に係る台風被害農家対策資金として総額20億円の範囲内で融資した資金について熊本県農業信用基金協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成16年度 ～平成27年度	千円 30,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
金融円滑化特別資金損失補償 金融機関が金融円滑化特別資金として総額167億2,000万円の範囲内で融資した資金について 熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成16年度 ～平成27年度	千円 193,200	平成16年度 ～平成27年度	千円 200,640

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水産施設災害 現年発生国庫 補助事業費	千円 6,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
港湾災害 現年発生国庫 補助事業費	88,000	金融公庫、会社、 その他		
教育施設 現年発生国庫 補助事業費	41,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行		但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。
農林水産施設 現年発生単県 災害復旧事業費	42,000	(その他)		
商工施設 現年発生単県 災害復旧事業費	1,000	工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。		
漁港現年 発生単県 災害復旧事業費	1,000			
公共土木 現年発生単県 災害復旧事業費	76,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
警察施設 現年発生単県 災害復旧事業費	28,000			
教育施設 現年発生単県 災害復旧事業費	16,000			
計	299,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,137,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	千円 2,464,000			
砂 防 国 庫 補 助 事 業 費	2,371,000	本郵政公社、		半年賦元利	2,497,000			
公共土木現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	343,000	公営企業金融		均等償還又は	698,000			
治山災害現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	11,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	93,000			
漁港災害現年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	6,000	(借入方法) 証書借入又	年 10 %	等 但し、県財	155,000			
単県治山事業費	38,000	は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	以 内	政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	52,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	4,906,000				5,959,000			

平成16年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成16年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,972,440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 債		千円	千円	千円
			52,000	52,000
	1 県 債		52,000	52,000
歳 入 合 計		3,920,440	52,000	3,972,440

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 災 害 復 旧 費		千円	千円	千円
			52,000	52,000
	1 土木災害復旧費		52,000	52,000
歳 出 合 計		3,920,440	52,000	3,972,440

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現 年 発 生 災 害 復 旧 費	千円 52,000	(借入先) 財務省、日本郵 政公社、公営企業 金融公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 工事その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年10% 以 内	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。

熊本県告示第1024号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同条第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
有明海のり特定第2号 有明海のり特定第5号 有明海のり特定第6号 有明海のり特定第7号 有明海のり特定第10号 有明海のり特定第11号 有明海のり特定第12号 有明海のり特定第13号 有明海のり特定第14号 有明海のり特定第15号 有明海のり特定第16号 有明海のり特定第17号 不知火海のり特定第1号 不知火海のり特定第4号 不知火海のり特定第5号 不知火海のり特定第6号 不知火海のり特定第8号	のり養殖業

熊本県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年10月13日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年10月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	219号	球磨郡湯前町字猪鹿倉 湯前国有林2023林班い から 同 所 同 字 湯前国有林2022林班む まで	前	9.2 ～ 82.6	3,097.4	工 事 用 迂 回 路
		球磨郡湯前町字猪鹿倉 湯前国有林2023林班い から 同 所 同 字 湯前国有林2022林班む まで	後	9.2 ～ 82.6	3,097.4	
		球磨郡湯前町字猪鹿倉 湯前国有林2023林班い から 同 所 同 字 湯前国有林2022林班と まで		3.0 ～ 5.0	4,480.0	

2 区域変更する期日 平成16年10月13日